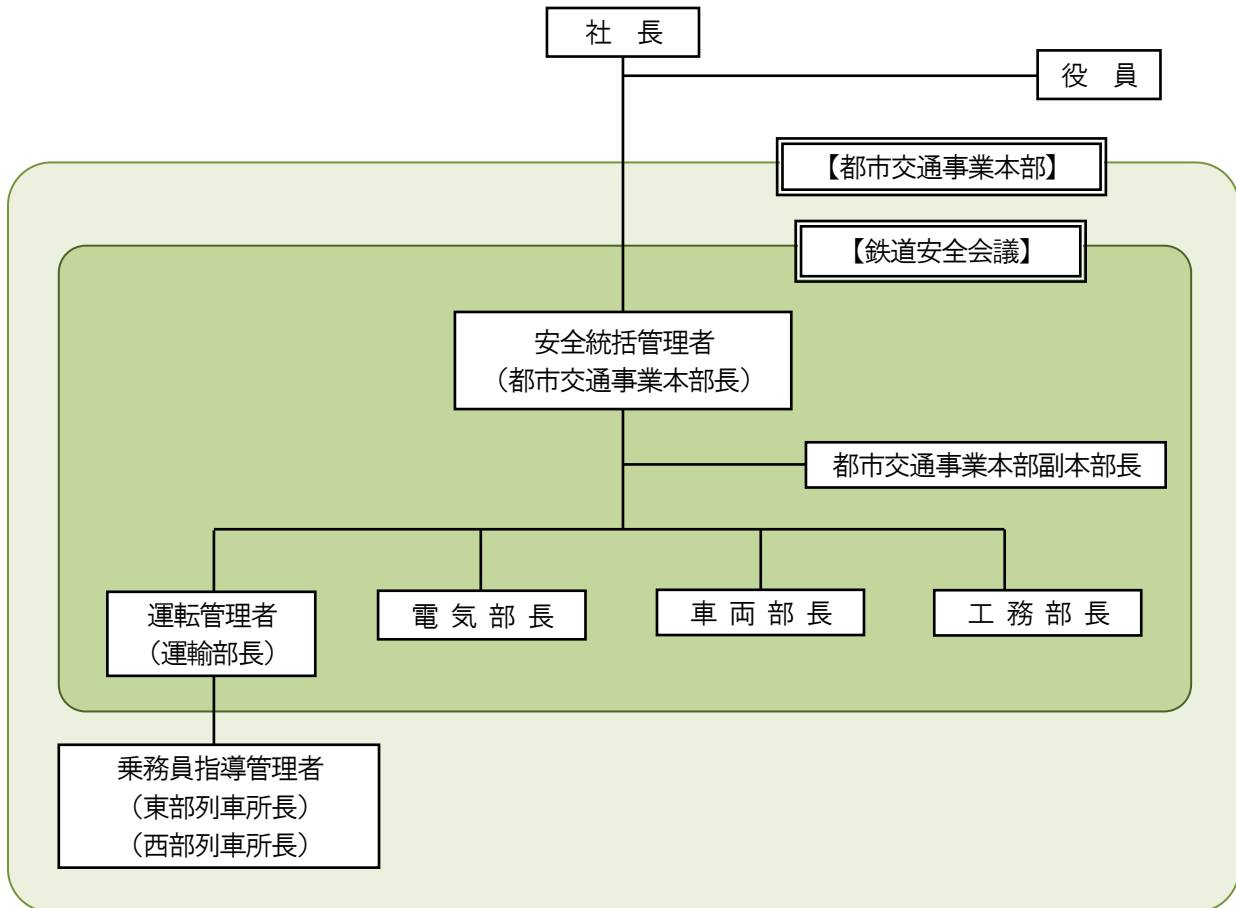


IV. 安全管理体制と方法

都市交通事業本部に安全統括管理者等を選任し、輸送の安全確保に係る役割を定めています。

1. 安全管理組織体制（概要図）

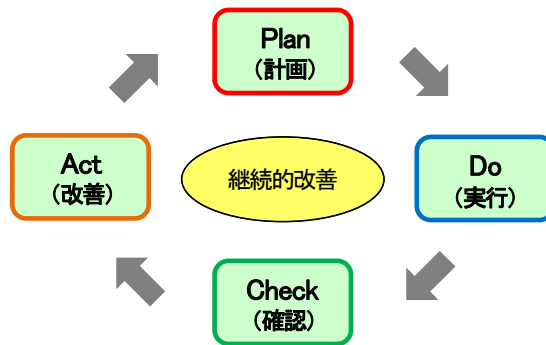


2. 管理者の役割

役 職	役 割
社 長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
安全統括管理者 (都市交通事業本部長)	輸送の安全の確保に関する業務を統括管理する。
運 転 管 理 者 (運輸部長)	安全統括管理者の指揮の下、列車の運行、乗務員の資質の保持、その他運転に関する業務を統括管理する。
乗務員指導管理者 (東部 西部各列車所長)	運転管理者の指揮の下、乗務員の資質の保持に関する事項を管理する。
電 気 部 長	安全統括管理者の指揮の下、電気施設に関する事項を統括する。
車 両 部 長	安全統括管理者の指揮の下、車両に関する事項を統括する。
工 務 部 長	安全統括管理者の指揮の下、軌道・土木・建築施設に関する事項を統括する。

3. 安全管理の方法・確認機関

安全確保に関する種々の取組みをP D C Aサイクル（P=Plan[計画]・D=Do[実行]・C=Check[確認]・A=Act[改善]）により機能させ、より精度の高い安全確保を目指して、継続的改善を図っています。



鉄道安全会議

安全統括管理者（都市交通事業本部長）、運転管理者（都市交通事業本部副本部長・運輸部長）、都市交通事業本部各部〔運輸部・電気部・車両部・工務部〕の部長等により構成され、安全に関する事項について、検討・決定及び指示する会議体です。

鉄道安全連絡会

都市交通事業本部各部の課長クラスで構成し、各部の業務及び事故・トラブルについて情報を共有し、原因・対策等について協議・検討する会議体です。更に、業務遂行上の種々の案件について鉄道安全会議へ上申するとともに、鉄道安全会議での決定事項、指示事項等を円滑かつ確実に遂行していくために、相互確認する会議体でもあります。

内部監査

「鉄道輸送の安全確保に関する内部監査実施要領」に基づき、都市交通事業本部の各部は監査計画を策定し、各部の安全管理体制が適切に機能していることを確認するために部間でのクロスチェックによる客観性の高い監査を実施しています。また、監査実施後は振り返りを行い、内部監査の有効性についても検証しています。

なお、都市交通事業本部に対する監査を別途内部監査部により実施し、運輸安全マネジメントのPDCAサイクルが機能し、安全管理体制の継続性が確保されていることを確認しています。

マネジメントレビュー

マネジメントレビューとは、安全管理体制が適切に運営され、有効に機能しているかを確認し、必要に応じて見直し、改善する活動です。毎年、都市交通事業本部の各部長から社長へ安全施策の実施結果を報告しています。



安全施策 2017 マネジメントレビュー

運輸安全マネジメント評価

運輸安全マネジメント評価は、運輸事業者の安全管理体制が適切に構築され、機能しているかについて、国土交通省が確認・助言するものです。

当社では、平成 19（2007）年 6 月に第 1 回目の評価を受け、平成 27（2015）年 10 月に第 7 回目の評価を受けています。

なお、前回評価において当社の安全管理体制の維持及び改善に関する取組みについて一定の評価をいただいたことから、安全管理の取組状況を報告し、その内容を踏まえ次回評価が実施される旨、国土交通省より通知を受けています。

V. 鉄道事故等の発生状況

1. 鉄道運転事故・インシデント・輸送障害の発生件数

【事故等報告（鉄道事業法・鉄道事故等報告規則に基づく報告）】

平成 29（2017）年度の鉄道運転事故は 3 件でしたが、全てが第三者行為によるものです。また、輸送障害については 6 件発生しました。

		(件数)		
		平成 29（2017）年度	平成 28（2016）年度	平成 27（2015）年度
鉄道 運 転 事 故	列車衝突事故	0	0	0
	列車脱線事故	0	0	0
	列車火災事故	0	0	0
	踏切障害事故	1（1）	0	1（1）
	道路障害事故	0	0	0
	鉄道人身障害事故	2（2）	2（2）	2（2）
	鉄道物損事故	0	0	0
合 計		3	2	3
インシデント		0	0	0
輸送障害		6（5）	6（4）	4（4）

注：（ ）数は、自然災害・第三者行為等による件数 [内数]